






議 長	局 長	次 長	主 幹	書 記
				

平成30年 6 月 12 日

養父市議会議員 様

議員氏名 田路 之雄



政務活動概要報告書




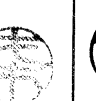
政務活動の概要を下記のとおり報告いたします。

記

- 1 活動月日 平成30年 5 月 14 日（月）～平成30年 5 月 18 日（金）
- 2 活動場所 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号  
公益財団法人全国市町村研修財団  
全国市町村国際文化研修所
- 3 活動者氏名 谷垣 満議員、藤原芳巳議員、田路之雄議員
- 4 活動内容 平成30年度市町村議会議員研修 [5日間コース] 新人議員のための地方自治の基本について基本的事項を講義や演習を通じて学ぶ。

講 義 日 時	講 義 名 等	講 師 名
5 / 14	開講式 開講・入寮オリエンテーション	
5 / 15	【講義】 地方自治制度の基本について	野田 游 氏
	【講義】 地方議会制度と地方議会改革の課題について	江藤 俊昭 氏
5 / 16	【講義】 地方議員と政策法務 【演習】 条例演習・意見交換 【演習】 発表・全体討議・まとめ	荒井 崇 氏
5 / 17	【講義】 地方議会と自治体財政 【演習】 意見交換・質疑応答	金崎健太郎氏
5 / 18	【講義】 分権時代の地方議員に期待されていること 閉講式 事務連絡	山田 裕一 氏



議 長	局 長	次 長	主 幹	書 記
				

別記様式

平成 30 年 6 月 14 日

養父市議会議長 様

養父市議会議員 田路 之雄



研修成果報告書

養父市議会議員研修要項第 7 条の規定により、下記のとおり成果を報告します。

記

- 1 研修日時 平成 30 年 5 月 14 日（月）～平成 30 年 5 月 18 日（金）
- 2 研修先 滋賀県大津市唐崎二丁目 13 番 1 号  
公益財団法人全国市町村研修財団  
全国市町村国際文化研修所
- 3 研修目的 新人議員が地域住民の期待に応えるためには、社会情勢や地域の諸課題、住民ニーズの把握に加え、地域自治に関連する諸制度について精通しておくことが必要である。  
今回の研修で、地方議員が理解しておくべき地方自治に関する諸制度や基本的事項を講義や演習を通じて学ぶ。
- 4 成果 A. 5/15 “地方自治の基本について”  
同志社大学政策学部 同志社大学大学院総合政策科学研究所  
教授 野田 游 氏
  - (1) 公の概念
    - ・ガバメント（統治、披統治）からガバナンス（皆で考える）
    - ・公共性の三要素とは、複数性、公開性、利害関心
  - (2) 政策の過程
    - ・まずは問題の発見を取り違えてないか？そもそも何が問題なのかを考える。問題を正確に把握しないと対策（政策）を誤る。
    - ・問題点の認識の誤りは意外と多い。手段が目的化しているのでは



- ・エビデンス（根拠）を作って行政を動かし、地方議員は普段から住民のニーズを汲み上げる。サイレントマジョリティー（声なき声）も意識する。

(3) 評価の方法

- ・業績測定（パフォーマンスメジャメント）、目的を設定してどれだけ成果があるかをアウトプット（産出）とアウトカム（成果）指標で測定する。成果の測定が大切。

(4) 地方分権改革の主たる成果

B. 5 / 15 “地方議会制度と地方議会改革の課題について”

山梨学院大学法学部教授・大学院研究科長 江藤俊昭 氏

(1) 地方自治制度の課題～議会地域経営に組み込め～

首長と議会は癒着も不毛な対立も避け、議会を討論と決定の場にする必要がある。

(2) 自治法第96条の議会の議決～驚くべき権限の自覚を～

議決責任の再確認 → 説明責任の確認（可決か否決） → 議員間討議

(3) 議会基本条例の意義：議会・議員のマニフェスト

議会改革のみが目的ではない。これを住民の福祉に作動させる。

(4) 新しい議会の条件整備—行政改革の論理と議会改革の論理—

議員報酬と議員定数について、議員が陥りやすい報酬・定数の論

C. 5 / 16 “地方議員と政策法務・条例演習、意見交換”

東北大学大学院法学研究科・公共政策大学院教授 荒井 崇 氏

・政策法務とは、

○地方分権一括法（平成11年7月16日法律第87号）により、機関委任事務が廃止され、それらの事務のうち、国の直接執行事務又は事務自体が廃止されたもの以外の事務は、自治事務と法定受託事務に再編成された。

○機関委任事務の廃止と通達の失効

従前は、機関委任事務について、一般的な指揮監督権に基づき事務の管理や執行について通達を定めることが可能であった。

しかし、地方分権一括法の施行による機関委任事務の廃止により、国の各省庁から出されている通知は、技術的助言に過ぎないため、強制力のないものになった。

D. 5 / 17 “地方議会と自治体財政”

関西学院大学法学部 教授 金崎 健太郎 氏

・予算・決算の仕組み、自治体財政の見方、地方交付税について、決算カード等における財政診断の考え方について学ぶ。

自治体の財政力と住民の豊かさとは必ずしも一致しない。

## E. 5 / 18 “分権時代の地方議員に期待されていること”

宮城県白石市長 山田裕一 氏

・政治家にとって必要なことは…政治家を目指した時の思いが大切である。・政治家にとって必要なこと・議員を目指した動機・理想の議員像等々…地方議員の役割としては、行政のチェック機能、政策立案、説明責任があり、①議会開会前の準備として、議案書を精読すること。②議案書を見てこの法案が可決した場合、町はどうなるかをイメージする。本会議前日、自分の判断によって当初予算が可決したらどうなるのかを自問自答する。③総論賛成、各論反対の議員にならないこと。市民が迷惑するだけ、なぜ自分はこの様な判断したのか。なぜこの事業を行うのか等重要なのはプロセスである。

### 5 まとめ

今回の研修に参加することが出来たことは新人議員の私にとって、大きな喜びでもあり、結果として実りあるものとなった。また、議会の大きな権限の中で議員として、議決責任の重大性も痛感した。

講義の中、「何百億円予算の議決をする前夜、あなた眠れますか？」の講師の問いに一瞬心が大いに動揺したからである。

また、議会は政策集団である以上、首長の政策決定や政治判断プロセスを徹底確認し政策立案するチーム議会の一員になりたいと感じた。

そして最後に、今回の研修で全国各地から45自治体、70名の新人議員が集まった中、名刺交換し、お互い意見交換して得たものは多くあり、何物にも替えがたい成果であった。この成果を今後の議会活動に活かしていきたい。